

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出 平成 20 年8月 26 日

3 請求の内容

本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1. 橋下徹大阪府知事は、6月から7月の間に合計5回、職務以外の私的なフィットネスクラブ通いに公用車を使用したことが報じられた。これは、「大阪府庁用自動車管理規程」第四条(使用基準)第一項に反している。さらに、7月 14 日の予算審議の委員会開催時間中のジム通いは、府民の代表として府政を執行する責任者として、また、法律家としてのルール無視、議会軽視の行為であり、府民は看過できない。

「大阪府庁用自動車管理規程」(昭和 46 年3月 12 日)第四条(使用基準)は、「庁用自動車は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用することができる。」と定め、その第一項には「知事、議会の議長若しくは副議長又は副知事(以下「知事等」という)が職務の遂行のために使用する場合」と明記し規定している。

さらに、第五条(専用自動車の使用)で「庁舎管理課長が管理する庁用自動車のうち専ら知事等の職務の遂行の用に供しているもの(以下「専用自動車」という。)は、知事等が前条に規定する使用基準に基づき使用するものとする。」(下線は請求人)とある。

橋下知事の今回の公用車使用は、上記規程に違反している。上記公用車の違反使用に関して支出した一切の経費等は、府にとって必要のない支出であり、府の損害である。よって、大阪府監査委員は、知事に対し違法不当に支出された公金の返還および不当利得の返還を勧告するなどしかるべき措置を講ずるよう、地方自治法 242 条1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

2. 知事の公用車私的使用(規程違反)の詳細(職務日報より)

- (1) 6月 17 日(火)乗車3人 午後7時 25 分発→北区(ジム) 往路のみ
公用車帰庁 午後8時5分 運転手帰宅 午後8時 25 分 超過勤務発生
- (2) 6月 22 日(日)乗車3人 午前 12 時 20 分府庁発→豊中市→枚方市→北区(ジム)→15 時 30 分府庁着 直行
枚方市で自民党衆議院議員のパーティーに出席し、フィットネスクラブへ行ったと報道されている。運転手 休日出勤 退庁 15 時 45 分
- (3) 6月 29 日(日)乗車4人 13 時 10 分府庁発→豊中市→北区(ジム)→都島区→17 時 30 分府庁着
フィットネスクラブから都島区で行われた議員のパーティーに出席と報道。
運転手 休日出勤 退庁 18 時 30 分

- (4) 7月5日(土)乗車4人 13時30分府庁発→中央区→都島区→北区(ジム)
→17時府庁着 往復

フィットネスクラブへは午後4時30分頃行つたと報道されているが、公用車運転手は午前7時に出勤し、7時30分に府庁発で知事を迎えに行っている。また、ジムから府庁へ行き、午後5時から午後8時40分まで運転手は休日にもかかわらず約3時間40分待機。

その後、5人が乗車して午後8時40分府庁発→豊中市→西区→西淀川区→豊中市→翌6日午前2時50分府庁着と運行し運転手の退庁は翌6日午前3時20分になっている。運転手 休日出勤、深夜勤務

- (5) 7月14日(月)乗車3人 13時府庁発→中央区→北区(ジム)→都島区→
府庁着 14時40分 往復

運転手 14時40分～17時45分 約3時間の所在不明

この日は、午後から予算案審議の委員会初日であり、職務をないがしろにしたうえで公用車を私的使用していたことで、職員の職務専念義務違反に相当する問題である。7月16日付新聞記事では、橋下知事は「公用車は自分の判断で使つたし、あとは府民の判断に任せる」とコメントしているが、公職にありそのうえ法律家でもある知事の行為を府民は到底容認できない。

また、この日は4人が乗車し、18時20分府庁発→堺市→豊中市→20時50分府庁着の運行となっている。運転手の退庁時刻は21時10分である。超過勤務

以上、詳細が記載されていない現行「運行日報」からみても、休日の議員パーティーへの出席、7月5日の深夜から翌日未明にかけての乗り回しなど、到底職務とは考えられない。早急に大阪府の公用車運行日報の記載について、「乗用者の氏名・肩書きなどの明記」、「行先・降車場所の具体名明記」など改善の必要がある。公務を明らかにするには、公用車利用の詳細を明記し府民に公開することこそ説明責務上緊急に必要である。大阪府監査委員の厳正な監査および判断を求めるものである。

3. 事実証明書

朝日新聞記事 7月16,17,20,24日記事4点

公用車運転手の「勤務日報」5日分

大阪府庁用自動車管理規程

』

第2 監査の実施

1 請求書の受理

平成20年8月26日に本件請求書が提出され、請求事項については、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に定める要件を満たしているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 20 年 9 月 22 日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは追加の証拠として、大阪市の自動車走行整理票 3 件の提出があった。

また、請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 請求書と事実証明書でほとんど理解いただけると思う。
- ・ 7 月の時点で報道記事を見たときに目を疑った。
- ・ 法律家である知事がジムに通うのに公用車を使われたとのことであり、情報公開請求で公用車の勤務日報を確認したところ、北区と記載してあるところがジムに相当すると説明を受けた。
- ・ 大阪府庁用自動車管理規程を見ると、第 4 条で職務の遂行のために使用する場合と明記されているにも関わらず、ジムがなぜ職務となるのか。
- ・ これに要した経費は返還してもらわないといけない。
- ・ 今日参考資料として提出したものは、2、3 年前に大阪市において市長及び助役が公用車で懇親会に行ったというものである。これについては返還されている。
- ・ また、以前大阪府でも公用車の私的使用があり返還しているので、この件もそれにあたと認識している。
- ・ 後で聞いたところによると、8 月 8 日に知事の判断で規程の第 4 条が改正されている。
- ・ 横山知事の際も指摘したが、自動車の走行に関する記載のあり方が全然改正されていない。詳細が明記されていない。降りたところの地番や場所まできちんと明記していただきたい。
- ・ 24 時間セキュリティ上公用車を使って当然とおっしゃるなら、知事の言動の一切をオープンにするのが前提である。
- ・ 議員パーティーというのものもあるが、とにかく規則を守ることを徹底いただきたい。
- ・ 府民感情として、公用車をどこまでも使用するのであれば府民が見てもわかるような使われ方、また勤務日報をきちんと書く等何らかの改善が必要である。
- ・ 法律家としての責務をきちんと果たしていただきたい。

3 監査対象事項

知事による平成 20 年 6 月 17 日、同月 22 日、同月 29 日、同年 7 月 5 日及び同月 14 日における庁用自動車使用のうち、請求人が主張する部分(以下「本件請求に係る専用自動車の使用」という。)については大阪府庁用自動車管理規程(昭和 46 年 3 月 12 日訓用度第 208 号。以下「管理規程」という。)に違反しており、使用に関して支出した一切の経費等は、違法又は不当な経費の支出か。

4 監査対象部局

大阪府政策企画部及び大阪府総務部

第3 監査対象部局等の陳述

1 平成 20 年9月 22 日に、監査対象部局である大阪府政策企画部及び大阪府総務部に対し陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

(1) 大阪府政策企画部の陳述

ア 公用車使用に関して支出した経費の返還・勧告等の請求について

- ・ 知事の公用車については、管理規程に基づいて職務遂行のために使用しているが、次に述べる理由から、自宅を出てから帰宅するまでの間は、公務の合間等に公務外の用務を行う場合であっても、経路面を含め、社会通念上認められる合理的な範囲で公用車を使用することができるかと判断している。
- ・ 理由としては、1点目は警護上の必要性からであり、知事に対しては、不審な郵便物の送付やインターネットの2チャンネルでの犯行予告など、脅迫事件が発生し、すでに逮捕者が出るなど、高度な警護体制を確保する必要性が一層高まっていることから、特別仕様となっている公用車を使用することが基本とならざるを得ない。

事件の概要であるが、4月 29 日の不審郵便物の送付は、差出人不明の脅迫状と思われる「お体を大切に」と記載された文書と白い粉末(後にでんぷんと判明)が、府庁と法律事務所に送付されたものであり、現在も脅迫容疑で捜査中である。6月6日の2チャンネルでの犯行予告は、インターネットの2チャンネルに大阪府知事の暗殺を企てる書き込みがあり、大阪府知事・橋下徹を暗殺する会ということで、タイトルが『浪速の金正日』橋下 徹を殺害しよう！！というものである。東京都世田谷区の男性会社員(35 歳)が脅迫容疑で逮捕され、被疑者は容疑を認め、7月2日の裁判で罰金刑(30 万円)が確定した。

- ・ 2点目は機動的な移動手段の確保であり、公務日程については、会議、行事及び視察などが輻輳しており、これらを機動的かつ円滑にこなすためには、移動の迅速性を確保することが不可欠である。
- ・ 3点目は公務及び危機管理面からの必要性であり、知事は、職務上、常に重要事項の報告を受け、事案によっては直ちに指示を行う必要もあることから、移動中であっても、府としての危機管理上、機密を保持しつつ、確実に連絡を取れる体制を確保しておく必要がある。
- ・ 請求人は、6月から7月の間に合計5回、職務以外の私的なフィットネスクラブ通いに公用車を使用したことが、管理規程第4条第1項に反していると主張しているが、公用車の使用は、そのいずれもが帰宅途上又は公務の合間のフィットネスクラブの利用に伴うものである。

知事は、一般職の職員とは異なり、勤務時間という概念がなく、土日や昼夜を問わず常に公務を優先している。このため、公務の遂行に影響が及ばないよう、その終了後や合間を縫ってフィットネスクラブを利用しており、これに伴う公用車の使用は、先に述べた警護上の必要性等により行われたものであり、経路面を含め、社会通念上認められる合理的な範囲であることから、管理規程に基づくものと考えている。

- ・ 以上のことから、「公用車の違反使用に関して支出した一切の経費等は、

府にとって必要のない支出であり、府の損害である。」との請求人の主張は、あたるものではなく、知事に対し違法不当に支出された公金の返還および不当利得の返還勧告の請求については、理由がないものである。

イ 公用車使用の詳細について

(ア) 請求人が主張する各日の公用車使用の詳細は、次のとおりである。

- a 6月17日(火)
 - ・ 府庁での執務終了後の19時25分に、知事は府庁を出発し、帰宅途上で北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。公用車は、フィットネスクラブで知事を下ろしてから20時5分に府庁へ戻った。
- b 6月22日(日)
 - ・ 12時20分、公用車は知事を迎えに上がるため、府庁を出発した。
 - ・ その後知事は、自宅を出発後、枚方市で開催された国会議員の国会報告会へ出席し、挨拶を述べた。
 - ・ 挨拶では、「大阪維新」をアピールし、大阪維新プログラム案を府議会で議論していきたい旨を述べた。また、府の取組みを国に伝えるよう国会議員に依頼するとともに、府民が笑顔になる仕組み(地方分権)への協力をお願いした。
 - ・ パーティー終了後、知事は帰宅途上で北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。知事の公用車は、フィットネスクラブで知事を下ろしてから15時30分に府庁へ戻った。
- c 6月29日(日)
 - ・ 13時10分、公用車は知事を迎えに上がるため、府庁を出発した。
 - ・ 知事は高石市で開催された国会議員のタウンミーティングへ出席し、討論に参加した。なお、運転職員の勤務日報では、この行事の開催地である高石市が記入漏れとなっている。
 - ・ 討論内容は、分権改革、広域連携がテーマとなっており、知事は、関西国際空港の整備に係る地元負担金、直轄事業負担金、道州制、基礎自治体への権限委譲及び国家公務員の人件費削減について発言した。
 - ・ その後、知事は帰宅途上で北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。公用車は、フィットネスクラブで知事を下ろしてから都島区を経て、17時30分に府庁へ戻った。
- d 7月5日(土)
 - ・ 7時30分、公用車は知事を迎えに上がるため、府庁を出発した。
 - ・ その後、知事は、中央区で開催された民主党大阪府選出国会議員に対する21年度国の施策並びに予算に関する提案・要望説明会に出席した。
 - ・ 次に、知事は、西区で開催された、第90回全国高等学校野球選手権大阪大会開会式へ出席し、来賓挨拶を述べた。
 - ・ その後、知事は府庁へ戻り、13時30分公用車で府庁を出発し、中央区で開催された自民党政務調査会「近畿圏整備委員会フォーラム」へ出席し、近畿圏の産科・小児科医療の現状等について来賓挨拶を述べた。
 - ・ その後の公務は夜から深夜に及ぶため、知事は一時帰宅の途上、都島

区で散髪をし、北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。公用車は、フィットネスクラブで知事を下ろしてから 17 時 00 分に府庁へ戻った。

- ・ 20 時 40 分、公用車は、再度自宅に知事を迎えに上がるため、府庁を出発し、知事は、西区で開催された平成 20 年度淀川高潮防ぎょ訓練の概要説明を受け、西淀川区へ移動して、訓練前の激励挨拶を行った。
- ・ 次に、知事は、淀川大橋右岸、神崎大橋左右岸、千船大橋左右岸等で訓練を視察し、視察終了後、公用車は知事を自宅まで送り、翌日 2 時 50 分に府庁へ戻った。

e 7 月 14 日(月)

- ・ 13 時 00 分、知事は府庁を出発し、一時帰宅の途上で北区の知事の弁護士事務所を経て、北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。運転職員の勤務日報では「中央区」となっているが「北区」の誤りである。公用車は、フィットネスクラブで知事を下ろしてから、都島区を経て、14 時 40 分に府庁へ戻った。
- ・ 知事は、フィットネスクラブから一時帰宅する予定であったが、フィットネスクラブでの滞在が予定より長引き、その日の夜に公務があったため、当初の予定を変更し、帰宅しないで、タクシーで府庁へ戻った。
- ・ 18 時 20 分、知事は府庁を出発し、堺市で開催された国会議員の国政報告会へ出席して、来賓挨拶を述べた。
- ・ 挨拶では、現在、府議会で 20 年度本格予算案の修正が議論になっていることに加えて、大阪を立ち上がらせる決意で財政再建に取り組んでいる旨を述べるとともに、大阪の努力を中央に伝えていただくよう国会議員に依頼した。
- ・ 終了後、公用車は知事を自宅まで送り、20 時 50 分に府庁へ戻った。

(イ) 請求人の主張に対する反論について

- ・ 請求人が指摘する休日の議員パーティーへの出席については、自治体の長として来賓挨拶や府政に関する要望を行うなど、従前から「公務」に位置づけており、知事の出席が困難な場合には、副知事が代理出席をするなど、組織として対応していることから、「公務」であることは明らかである。
- ・ また、7 月 5 日の深夜から翌日未明にかけての乗り回しとの主張について、この日は先程も説明したように、午前中に民主党大阪府選出国会議員への国家要望、高校野球大阪選手権大会開会式へ出席した後、午後からは自民党政務調査会「近畿圏整備委員会フォーラム」へ出席し、さらに、夜から翌日未明にしか視察することができない高潮防ぎょ訓練の現場視察をするなど、全ての行事は公務であり、請求人の到底職務とは考えられないとの指摘は当たらない。
- ・ さらに、請求人は 7 月 14 日のフィットネスクラブの利用について、予算案審議の委員会初日であり、職務をないがしろにしたうえに、公用車を私的使用していたことで、職員の職務専念義務違反に相当する問題であると主張しているが、7 月 14 日の午後については委員会開会中であったものの、知事への出席要請はなく、また、何かあればいつでも知事に連絡が取れる体制になっていたことから、請求人の指摘は当たらない。

(2) 大阪府総務部の陳述

- ・ 請求人は、7月 14 日に係る請求の中で、「運転手 14 時 40 分～17 時 45 分 約3時間の所在不明」と記載しているが、運転職員は、午前中の業務終了後、庁舎管理課内の執務場所で業務に従事していたところである。
- ・ 公用車の運転職員が記載する「勤務日報」は、道路交通法第 74 条の3第2項に基づき、公用車の安全運転確保を目的として、運転者名、運転した距離など自動車の運転状況を把握するために記載・報告を命じているものであり、知事日程等を明らかにするためのものでないが、今後は、運転職員が把握できる範囲で、行先、降車場所を記載させるよう改めたいと考えている。

2 大阪府政策企画部及び大阪府総務部の陳述に対して、請求人から以下の意見が出された。

- ・ 監査委員はお気づきだと思うが、ただいまの関係部局の陳述は合理性に欠けている。公務で公用車が必要なのは往路だけなのか。なぜ帰りはタクシーに乗るのか。また運転手が庁舎内に3時間いる際、普通は待機と書いているが、待機のほかに具体的な業務についていたのかが明らかでない。
- ・ 自分にとって都合のよい解釈での陳述でしかない。監査委員はきちんと規程等のルールに従って判断いただきたい。

第4 監査の結果及び判断

1 事実について

(1) 庁用自動車の管理規程について

管理規程第4条の規定により、知事は職務の遂行のために庁用自動車を使用することができる」とされている。

管理規程第5条により専ら知事が職務の遂行の用に供しているものは、第4条の使用基準に基づき使用するとされている。

さらに管理規程第 10 条により、自動車運転職員は専用自動車を運行する場合にあっては知事の指示に従うこととされている。

また、同条により自動車運転職員は、運行後直ちに自動車管理者の定めるところにより運行状況を自動車管理者に報告することとされている。

(2) 本件請求に係る専用自動車の使用の状況について

本件請求に係る専用自動車の使用の状況は以下のとおりである。

年月日	出勤時間	行先
平成 20 年6月 17 日(火)	午後 7 時 25 分から 午後 8 時 05 分	府庁～北区(フィットネスクラブ、送り切り)
平成 20 年6月	午後 0 時 20	府庁～豊中市～枚方市(国会議員国会報告)

22日(日)	分から 午後3時30分	会)～北区(フィットネスクラブ、送り切り)
平成20年6月29日(日)	午後1時10分から 午後5時30分	府庁～豊中市～高石市(国会議員タウンミーティング)～北区(フィットネスクラブ、送り切り)
平成20年7月5日(土)	午後1時30分から 午後5時00分	府庁～中央区(自民党政務調査会)～都島区(散髪)～北区(フィットネスクラブ、送り切り)
	午後8時40分から 翌午前2時50分	府庁～豊中市～西区(高潮防ぎょ訓練)～西淀川区(高潮防ぎょ訓練)～豊中市(自宅、送り切り)
平成20年7月14日(月)	午後1時00分から 午後2時40分	府庁～北区(弁護士事務所)～北区(フィットネスクラブ、送り切り)
	午後6時20分から 午後8時50分	府庁～堺市(国会議員国政報告会)～豊中市(自宅、送り切り)

(3) 本件請求に係る専用自動車の使用の詳細について

本件請求に係る専用自動車の使用に係る知事の行動については以下のとおりである。

ア 平成20年6月17日(火)

府庁での執務終了後帰宅途上で北区のフィットネスクラブに立ち寄った。

イ 平成20年6月22日(日)

- ・ 自宅を出発後、枚方市で開催された国会議員の国会報告会へ出席し、挨拶を述べた。
- ・ 挨拶では、「大阪維新」をアピールし、大阪維新プログラム案を府議会で議論していきたい旨を述べた。また、府の取組みを国に伝えるよう国会議員に依頼するとともに、府民が笑顔になる仕組み(地方分権)への協力をお願いした。
- ・ パーティー終了後、知事は帰宅途上で北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。

ウ 平成 20 年6月 29 日(日)

- ・ 知事は高石市で開催された国会議員のタウンミーティングへ出席し、討論に参加した。
- ・ 討論内容は、分権改革、広域連携がテーマとなっており、知事は、関西国際空港の整備に係る地元負担金、直轄事業負担金、道州制、基礎自治体への権限委譲及び国家公務員の人件費削減について発言した。
- ・ その後、知事は帰宅途上で北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。

エ 平成 20 年7月5日(土)

- ・ 知事は、中央区で開催された民主党大阪府選出国會議員に対する 21 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望説明会に出席した。
- ・ 次に、西区で開催された、第 90 回全国高等学校野球選手権大阪大会開会式へ出席し、来賓挨拶を述べた。
- ・ 府庁へ戻り、13 時 30 分公用車で府庁を出発し、中央区で開催された自民党政務調査会「近畿圏整備委員会フォーラム」へ出席し、近畿圏の産科・小児科医療の現状等について来賓挨拶を述べた。
- ・ その後の公務は夜から深夜に及ぶため、一時帰宅の途上、都島区で散髪をし、北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。
- ・ 20 時 40 分、専用自動車は、再度自宅に知事を迎えに行くため府庁を出発し、知事は、西区で開催された平成 20 年度淀川高潮防ぎよ訓練の概要説明を受け、西淀川区へ移動して、訓練前の激励挨拶を行った。
- ・ 次に、淀川大橋右岸、神崎大橋左右岸、千船大橋左右岸等で訓練を視察し、視察終了後、専用自動車は知事を自宅まで送った。

オ 平成 20 年7月 14 日(月)

- ・ 知事は府庁を出発し、一時帰宅の途上で北区の知事の弁護士事務所を経て、北区のフィットネスクラブへ立ち寄った。
- ・ 知事は、フィットネスクラブから一時帰宅する予定であったが、フィットネスクラブでの滞在が予定より長引き、その日の夜に公務があったため、当初の予定を変更し、帰宅しないで、タクシーで府庁へ戻った。
- ・ 18時 20分に府庁を出発し、堺市で開催された国会議員の国政報告会へ出席して、来賓挨拶を述べた。
- ・ 挨拶では、現在、府議会で 20 年度本格予算案の修正が議論になっていることに加えて、大阪を立ち上がらせる決意で財政再建に取り組んでいる旨を述べるとともに、大阪の努力を中央に伝えてもらうよう国会議員に依頼した。
- ・ 終了後、専用自動車は知事を自宅まで送った。

2 判断

(1) 専用自動車の使用について

専用自動車については、管理規程第5条の規定により、第4条の使用基準、すなわち職務の遂行のために使用できるとされている。

管理規程の定めるところの趣旨は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政

令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁する。」という法第232条第1項の規定に照らして当然のことと解される。

一方、特別区の区長が私的な旅行に公用車を使用した事案においては、「特別区を含め地方自治体は、当該自治体の事務を処理するに必要な経費その他法律又はこれに基づく地方団体の負担に属する経費を負担すべきものとされているが、地方自治体の執行機関又はその職員の私的な行為に係る費用を当該地方自治体が負担すべきものとする法律上の根拠は存しない。」(平成12年3月31日東京地方裁判所判決(平成9年(行ウ)第202号))と判示されているところであり、普通地方公共団体は当該地方公共団体の事務の遂行に係るもの以外の負担は負うべきものでないことは明らかである。

したがって、専用自動車の使用が府の事務の遂行に係るものでない場合は、その経費は府の負担すべきものではないと解される。

このことは、府監査委員としても平成11年3月15日付けで大阪府水道部の公用車の私的な使用について判断したとおりである。

(2) 知事の職務の遂行と専用自動車の使用について

地方公共団体の長である知事は特別職(地方公務員法第3条第3項)であって、一般職の地方公務員とは異なり同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての定めもない。

また、知事の権限及び職務については、法第147条に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定され、法第148条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されているところであり、その権限は相当広範囲にわたるものである。

そのため、知事の業務は輻輳し、その遂行は、夜間や深夜にまで及ぶこともあるとともに休日においても公務が優先されることとなる。

そのことは、本件請求に係る5日間における知事の職務遂行の状況からも十分に推察されるところである。

以上のような知事の職務遂行の特殊性を勘案して、知事には専用自動車配置され、出退勤にも専用自動車を使用することとされているのであるから、管理規程第4条に規定する「職務の遂行のため」を一般職の職員が庁用自動車を使用する場合と同様に解することは妥当性を欠くこととなると考えられる。したがって、知事が専用自動車を使用する際の妥当性については次の諸点をも考慮した上で、総合的に判断されるべきである。

- ア 公務日程を機動的かつ円滑にこなすための移動の迅速性確保
- イ 移動中に、危機管理上機密を保持しつつ確実に連絡を取れる体制の確保
- ウ 高度な警護体制の確保

(3) 本件請求に係る専用自動車の使用について

ア フィットネスクラブへの専用自動車の使用について

知事が専用自動車を使用して北区にあるフィットネスクラブに行ったのは、平

成 20 年 6 月 17 日(火)、同月 22 日(日)、同月 29 日(日)、同年 7 月 5 日(土)及び同月 14 日(月)の 5 日間である。

その 5 日間の専用自動車の利用については、いずれも帰宅途上でのフィットネスクラブへの使用であり、専用自動車をフィットネスクラブから帰庁させているものである。

上記のとおり、知事の専用自動車使用の妥当性については、公務日程の円滑な遂行や危機管理上の必要性、警護上の必要性などを考慮したうえで総合的に判断されるべきであり、これらを勘案すると、知事が帰宅途上においてフィットネスクラブへ専用自動車に乗って立ち寄り、そこで下車したとしても、そのことが直ちに違法・不当に専用自動車を使用したものとはいえない。

そのことは、平成 20 年 7 月 14 日の知事の専用自動車の使用についても同様であり、北区のフィットネスクラブへの途中で知事の弁護士事務所に立ち寄ったことも是認される範囲内の行為であると認められる。

なお、同日知事は、専用自動車で北区のフィットネスクラブへ行ったのち専用自動車を帰庁させ、その後、タクシーで府庁に戻っている。それについては、当初はフィットネスクラブから自宅へ帰る予定であったところフィットネスクラブでの滞在が長引いたことから、その後の公務日程を考慮して予定を変更し、自宅に戻らずに府庁にタクシーで戻ったものと認められる。したがって、当初は帰宅途上でフィットネスクラブに立ち寄ったものであり、フィットネスクラブへの往復のために専用自動車を使用しようとしたものとは認められない。

イ フィットネスクラブ利用後について

請求人は、知事が警護上の必要性等からフィットネスクラブへ行くために専用自動車を利用しているにも関わらず、フィットネスクラブ利用後は使用せずに帰宅していることが矛盾している旨を主張している。

知事の専用自動車使用の妥当性については、公務日程の円滑な遂行や危機管理上の必要性、警護上の必要性などを考慮したうえで総合的に判断されるべきことは前述のとおりである。

知事はフィットネスクラブで専用自動車を降りた時点でその後の専用自動車の必要性はないと判断して専用自動車を帰庁させたものと解され、そのことによりフィットネスクラブまでの専用自動車の使用が違法・不当となるものではなく、また、自宅までの警護の必要性そのものが否定されるものでもない。

ウ 国会議員の国会報告会等への出席について

知事は、次のとおり国会議員の国会報告会等に出席している。

6 月 22 日(日) 枚方市で開催された国会議員の国会報告会

6 月 29 日(日) 高石市で開催された国会議員のタウンミーティング

7 月 5 日(土) 民主党大阪府選出国会議員に対する 21 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望説明会

第 90 回全国高等学校野球選手権大阪大会開会式

自民党政務調査会「近畿圏整備委員会フォーラム」

7月14日(月) 堺市で開催された国会議員の国政報告会

これらの会合等への出席は、地方自治体の長として府の施策のアピールや府政に関する要望及び来賓挨拶を行ったものであり、いずれも公務である。

エ 7月5日の深夜にわたる専用自動車の使用について

請求人が不明とする7月5日の深夜に及ぶ専用自動車の使用については、平成20年度淀川高潮防ぎょ訓練への参加であり公務である。

オ 平成20年7月14日(月)のフィットネスクラブについて

請求人は、予算案審議の委員会開会中に知事が府庁を離れフィットネスクラブに行くことが、職務をないがしろにしており職員の職務専念義務違反に相当する問題である旨の主張を行っている。

しかし、7月14日の午後については、委員会開会中ではあったものの知事への出席要請はなく、また、何かあればいつでも知事に連絡が取れる体制になっていたと認められ、請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求に係る専用自動車の使用に関して支出した一切の経費等が違法又は不当な支出であるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、次のとおり意見を付す。

専用自動車の使用については職務の遂行のために使用すること及びその運行に当たっては知事の指示に従うことが管理規程に規定されており、その規定に基づいて使用、運行されるものとなっている。

今後、専用自動車の適正な運行管理の確保に向け、使用の際の基準の明確化、勤務日報への行先・降車場所の記載など、使用の趣旨や目的について府民の理解が得られるよう努められたい。